

調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計（指定統計第 23 号）として、全国の卸売業及び小売業の事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とするものです。

(2) 根拠法規

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）。

(3) 調査の期日

平成 14 年 6 月 1 日現在

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施しています。

これまでの調査年次、調査期日及び種別は次のとおりです。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和 27 年	9 月 1 日		昭和 43 年	7 月 1 日		昭和 61 年	10 月 1 日	
昭和 29 年	9 月 1 日		昭和 45 年	6 月 1 日		昭和 63 年	6 月 1 日	
昭和 31 年	7 月 1 日		昭和 47 年	5 月 1 日		平成元年	10 月 1 日	
昭和 33 年	7 月 1 日		昭和 49 年	5 月 1 日		平成 3 年	7 月 1 日	
昭和 35 年	6 月 1 日		昭和 51 年	5 月 1 日		平成 4 年	10 月 1 日	
昭和 37 年	7 月 1 日		昭和 54 年	6 月 1 日		平成 6 年	7 月 1 日	
昭和 39 年	7 月 1 日		昭和 57 年	6 月 1 日		平成 9 年	6 月 1 日	
昭和 41 年	7 月 1 日		昭和 60 年	5 月 1 日		平成 11 年	7 月 1 日	

注) : 卸売・小売業, 飲食店 : 卸売・小売業 : 一般飲食店

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 J - 卸売・小売業に属する事業所が対象です。

調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も対象としています。しかし、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など有料施設内の事業所は調査の対象外となります（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象となります。）。

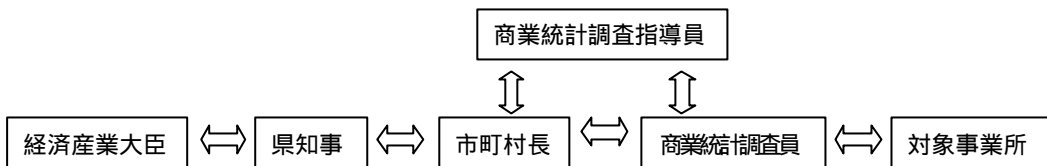
(5) 調査の単位

商業を営んでいる事業所ごとに、その事業所が調査単位となります。同一の経営者が支店を持っている場合は、企業単位ではなく、本店・支店ごとに調査対象になります。

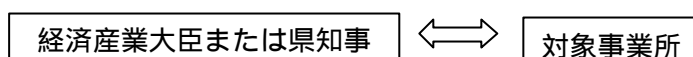
(6) 調査の経路

商業統計調査の調査経路は以下のとおり。なお、調査方法は以下の、によります。

対象事業所が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



対象事業所の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または県へ直接提出する本社等一括調査方式



(7) 調査事項

巻末の調査票（見本）によります。

2 主な用語の説明

(1) 事業所（商店）

原則として、商品を購入して販売する事業所をいいます（同一企業に属する他の事業所との間で、帳簿上商品の振替が行われるものも含まれます。）

(2) 従業者及び就業者

調査日現在で、主としてその事業所の業務に従事しているもので、従業者とは個人事業主、無給家族従業者、法人及び団体の有給役員、常用雇用者の計をいいます。就業者とは従業者に臨時雇用者及び出向・派遣受入者を加えたものをいいます。

(3) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の実績によります。この期間で記入することが困難な場合は、最寄りの決算日前1年間の実績によります。消費税額を含みます。

(4) 商品手持額

平成14年3月末日現在、事業所が販売の目的で保有しているすべての手持商品額をいいます。この期日によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在によります。手持額は原則として仕入原価によりますが、困難な場合は仕入時価によります。

(5) 売場面積（小売業のみ）

事業所が商品を販売するための実際に使用する売場の延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車（新車、中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(6) セルフサービス店（小売業のみ）

セルフサービス方式を採用し、この方式による販売を売場面積の50%以上行っている事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ねている場合をいいます。

商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージ（消費単位に合わせてあらかじめ包装する）され、値段がつけられていること。

店に備えつけられた買物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で自由に商品を取り集めるような形式になっていること。

売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

(7) 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定します。まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって、卸売業、小売業を決めます。卸販売額と小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付けします。次に卸売業か小売業のいずれかが決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決めます。さらに、その小分類番号に属する商品のうち商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決定します。

(8) 例外的な産業分類の格付け

各種商品卸売業

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの小分類を生産財(501, 522, 523, 524), 資本財(521, 531, 532, 533, 539), 消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所を「4911 各種商品卸売業」に格付けします。

その他の各種商品卸売業

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの小分類を生産財(501, 522, 523, 524), 資本財(521, 531, 532, 533, 539), 消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549), の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所を「4919 その他の各種商品卸売業」に格付けします。

百貨店、総合スーパー

衣(中分類 56), 食(同 57), 住(同 58, 59, 60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者数が50人以上の事業所を「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けします。

その他の各種商品小売業

衣(中分類 56), 食(同 57), 住(同 58, 59, 60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が50人未満のものを「5599 その他の各種商品小売業」に格付けします。

各種食料品小売業

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所を「5711 各種食料品小売業」に格付けします。

コンビニエンスストア

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所を「5791 コンビニエンスストア」に格付けします。

たばこ・喫煙具専門小売業

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が 90%以上あるときは「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けします。ただし、90%に満たないときは、たばこ・喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

代理商，仲立業

卸売業に格付けられた場合に年間商品販売額と「その他の収入額の仲立手数料（割合を販売額に直したもの）」を比較して仲立手数料が多い場合、「5497 代理商，仲立業」に格付けします。

(9) 広域行政圏

広域行政圏計画策定要綱（平成 12 年 3 月 31 日自治振第 53 号）に基づき広島県知事が設定（平成 12 年 11 月 8 日）した地域であり、次のとおり区分されます。

圏 域 名		市 町 村
大都市 周 辺 地 域	広 島	広島市 府中町 海田町 熊野町 坂町
広 域 行 政 圏	広 島 西	大竹市 廿日市市 大野町 湯来町 佐伯町 吉和村 宮島町
	呉	呉市，江田島町，音戸町，倉橋町，下蒲刈町，蒲刈町，能美町，沖美町，大柿町，安浦町，川尻町，豊浜町，豊町
	芸 北	加計町，筒賀村，戸河内町，芸北町，大朝町，千代田町，豊平町，吉田町，八千代町，美土里町，高宮町，甲田町，向原町
	広 島 中 央	竹原市，東広島市，黒瀬町，福富町，豊栄町，大和町，河内町，安芸津町，大崎町，東野町，木江町
	尾 三	三原市，尾道市，因島市，本郷町，瀬戸田町，御調町，久井町，向島町，甲山町，世羅町，世羅西町
	福山・府中	福山市，府中市，内海町，沼隈町，神辺町，新市町，油木町，神石町，豊松村，三和町（神石郡）
備 北	三次市，庄原市，上下町，総領町，甲奴町，君田村，布野村，作木村，吉舎町，三良坂町，三和町（双三郡），西城町，東城町，口和町，高野町，比和町	

3 集計と編集

平成 14 年商業統計調査結果の各巻の編集は次のとおりです。

種 類	名 称	主 な 内 容
一次加工	平成 14 年商業統計調査結果報告	産業分類別の就業者規模別等の階級別統計表 市区町村別の産業分類表，商品分類別の市区別統計表
二次加工	平成 14 年広島県の業態別小売業	小売事業所の市区町村別・業態別統計表
	平成 14 年広島県の商店街	小売事業所の市区町村別・立地環境特異別統計表 商業集積地区別統計表

4 記号及び注記

- (1) この報告書の数値は、本県で集計したものであり、経済産業省から公表される「商業統計表」の数値と若干相違する場合があります。
- (2) 集計に用いた市町村区域は、調査日(平成14年6月1日現在)によります。
- (3) 平成14年商業統計調査において産業分類の改訂及び業態分類の見直しを行っています。
平成11年の数値は平成14年の定義に合わせて組み替えており、平成11年公表値とは一致しません。
- (4) 統計表中のXは、その数字に該当する事業所数が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示します。なお、秘匿数字が推計できる場合には、事業所数が3以上でもXで秘匿しました。
- (5) 構成比及び年間商品販売額については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- (6) 記号の用法は、次のとおりとしました。

「-」実績数値のないもの 「0」単位未満のもの

「X」数字を秘匿したもの 「」マイナス

- (7) 「1事業所当たりの売場面積」、「売場面積1㎡当たりの年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。
- (8) 「1事業所当たりの就業者数」、「就業者1人当たりの年間商品販売額」、「就業者1人当たりの売場面積」の就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算(平成14年から調査)したものをを用いて算出しています。
- (9) 調査結果の表上、広島市については、区の数値も掲載しています。
- (10) この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県地域振興部管理総室経済統計室商業統計グループ

〒730 8511 広島市中区基町10 52

電話 082 228 2111(内線2541)

082 513 2541(ダイヤル)

本書の内容については、広島県の統計ホームページ「広島の統計」にも掲載されています。

ホームページアドレス <http://db1.pref.hiroshima.jp/toukei/index.html>